

札幌管第 306 号
令和 3 年 (2021 年) 5 月 17 日

請負事業者 各位

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、北海道においては5月16日から「緊急事態宣言」が発出されており、感染状況、医療提供体制ともに危機的状況にあります。

病床のひっ迫も日ごとに厳しさを増しており、従来であれば入院していただいた低酸素状態の方であっても、自宅療養が避けられないほどの状況となっております。

この危機的状況を脱していくためには、より一層、官民一体となって感染防止に取り組むことが必要であります。

つきましては、本市と契約中の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）に関し、下記のとおり感染拡大防止対策の徹底についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止対策の徹底について

特に緊急事態宣言の実施期間内においては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」のより一層の徹底をお願いするとともに、工事等の内容や進捗状況等を勘案のうえ、可能な範囲で遠隔臨場や、テレワーク等による人との接触の低減を徹底願います。

2 工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、受注者から工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の延長の申し出があった場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、受発注者間の協議を行った上で、契約書に基づき工事等の一時中止又は工期若しくは履行期間の見直しを行うこととしています。

また、見直しに伴う請負代金又は業務委託料の変更がある場合は、適切に措置しますので、状況に応じて躊躇なくご相談願います。

3 建設現場において留意していただきたい事項

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく感染拡大対策の徹底のほか、特に以下に掲げる具体的な取り組みについても周知、徹底願います。

～ 建設現場における具体的な取組事例 ～

現場事務所等での業務・打合せに関する取組

- 業務・打合せ時におけるマスクの着用や手洗いの励行
- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小

現場作業や移動時における取組

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避及びマスクの着用や手洗いの励行
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- ドアノブ、工具、手すり、エレベーターのボタン、電話等の共有設備について消毒の徹底

食事・休憩時における取組

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における単独での食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保及びマスクの着用や手洗いの励行

担当：札幌市財政局管財部

契約管理課（工事契約担当） 211-2442